

政治活動用立札及び看板の証票について

令和2年2月1日

東広島市選挙管理委員会

1 証票による表示を必要とする政治活動用事務所の立札・看板の類について (公職の候補者等又は後援団体)

政治活動をする際、公職の候補者など（現職も含む）の氏名や氏名が類推できる事項を掲示することは、一般には通年で禁止されています。ただし、公職の候補者やその後援団体などが政治活動のために使用する事務所に、当該候補者の氏名や氏名類推事項あるいは当該団体の名称を記載した立札や看板のたぐいを掲示する場合は、対象の選挙を管理している東広島市選挙管理委員会に枚数や設置場所を届け出て、その際に交付される「証票」を立札や看板のたぐいに表示（貼り付け）すれば、一定枚数を掲示することができます。

なお、証票は4年毎に更新が必要です。

東広島市選挙管理委員会の証票交付対象となる選挙

- ・ 東広島市長選挙
- ・ 東広島市議会議員選挙

（1）掲示できる立札・看板の類の総数

交付対象	市議会議員	市長
公職の候補者等1人につき	6枚	6枚
その候補者のすべての後援団体をあわせて	6枚	6枚

（2）掲示できる枚数

立札・看板の類（以下「看板等」という。）は、当該公職の候補者等又は当該候補者等に係る後援団体の政治活動用事務所（以下「事務所」という。）ごとに、その場所において通じて2枚を超えて掲示することはできません。

※1枚の看板等を表と裏の両面で使用する場合は、「2枚」として数えます。

（3）掲示できる場所

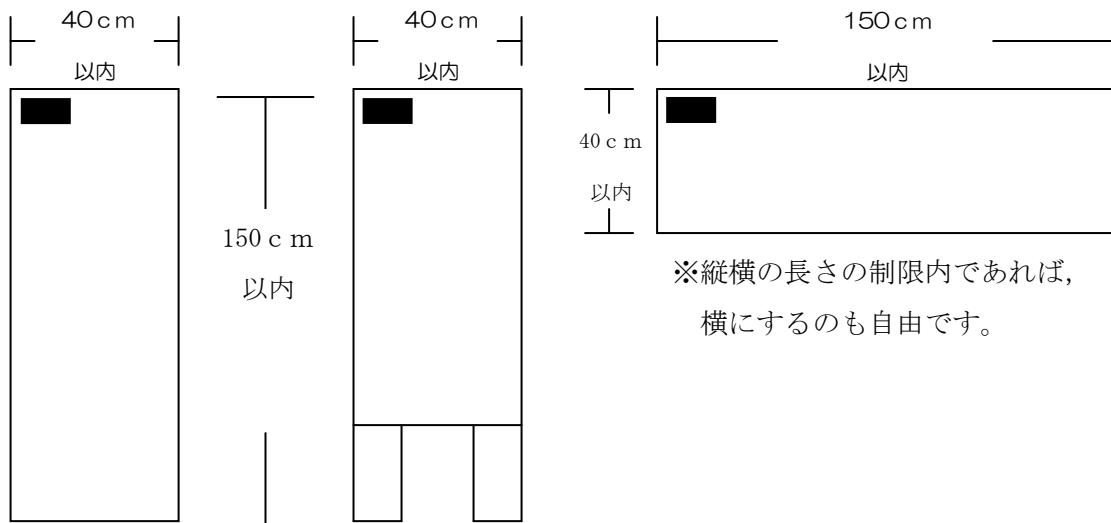
看板等は、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示しなければなりません。そのため、事務所の実態のない場所、事務所から離れた場所には掲示できません。

また、看板等は、政治活動のために使用するものです。これに選挙運動にわたる事項を記載することはできません。

（4）看板等の大きさ

看板等の大きさは、縦150cm、横40cm以内でなければなりません。なお、看板等に「足」をつける場合は、その「足」も規格に含まれます。

■：証票



(5) 証票の様式



※寸法は候補者等、後援団体共に黄緑色、寸法は縦4cm×横6cm

2 証票の申請・その他の届出手続きについて

(1) 交付申請

- 「証票交付申請書（候補者等）（別記様式第2号）」または、「証票交付申請書（後援団体）（別記様式第3号）」に記載押印した東広島市選挙管理委員会に提出してください。
- 新しく設立する後援団体については、広島県選挙管理委員会へ政治団体設立届を届け出してください。広島県選挙管理委員会の受付印が押印された政治団体設立届のコピーを証票交付申請書と併せて、東広島市選挙管理委員会へ申請してください。
※政治団体設立届は、広島県選挙管理委員会へ直接届け出をしてください。様式は広島県選挙管理委員会ホームページからダウンロードできます。

(2) 交付申請の記載事項に異動があるとき

交付申請書に記載した内容に異動があるときは、「申請事項変更届（別記様式第5号）」により、速やかに東広島市選挙管理委員会に届出をしてください。（候補者等、後援団体共通）

(3) 証票の再交付

汚損若しくは破損したため使用できなくなったとき、紛失若しくは盜難にあったときは、「証票再交付申請書（別記様式第6号）」に「理由書（別記様式第7号）」を添え申請をしてください。なお、紛失（盜難）の場合は、所轄する警察署へ紛失届（被害届）の提出をしてください。

(4) 証票の返還

次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、7日以内に「廃止届（別記様式第8号）」を提出し証票を返還してください。

- ・立札・看板の類の掲示をしなくなったとき。
- ・交付されている証票の選挙の種類を変更したとき。

（例 市議会議員選挙 → 市長選挙、市長選挙 → 市議会議員選挙）

- ・公職の候補者でなくなったとき。
- ・公職の候補者の後援団体でなくなったとき。
- ・後援団体を解散したとき。（廃止届の提出に先立ち、県選管に政治団体解散届を提出し、受理された解散届の写しを添付してください。）

3 証票の取扱いについて

交付する証票は、裏面を接着処理しています。裏紙をはがし直接看板等に貼り付けてください。また、貼り付ける際は公衆の見えやすいところにしてください。

4 証票の有効期限について 令和6年3月31日

5 罰則

掲示することのできる数を超えて掲示したときは、2年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処せられます。

例：証票の手続きをせず掲示したり、事務所の実態がないところに掲示（証票が貼付してあっても）したりしているものは違反となることがあります。

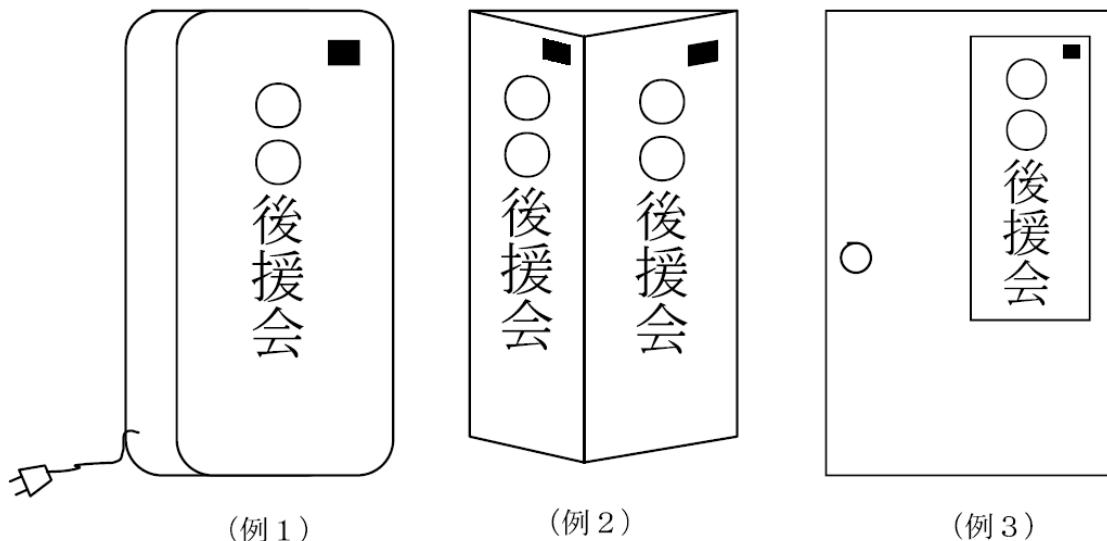
その他、ご不明な点等ございましたら、

東広島市選挙管理委員会事務局（Tel 082-420-0968）までお問合せください。

参考

立札・看板の使用（例）

(1) 立札・看板の定義に関するもの（×印は違反となるもの）

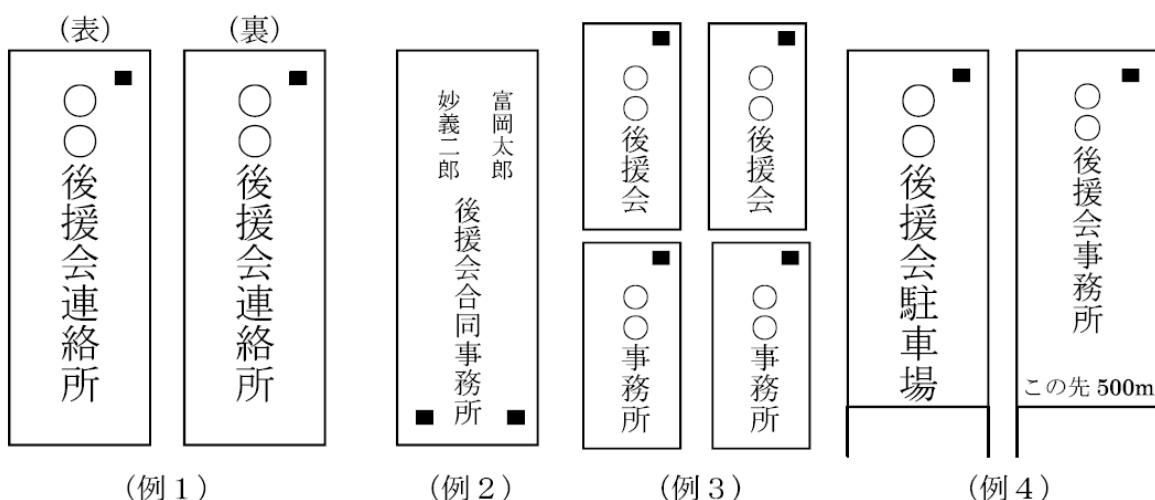


(例 1) × 中に電気を通じたもの等、あんどん、ちょうちんの類と認められるものは使用できない。

(例 2) × 板を3枚組み合わせて、三角柱状にしたものは、広告塔と認められ使用できない。

(例 3) ○ 扇に直接記載したものでも、規格内の看板としての区分が明確であれば使用できる。

(2) 立札・看板の類及び掲示場所に関するもの（×印は違反となるもの）



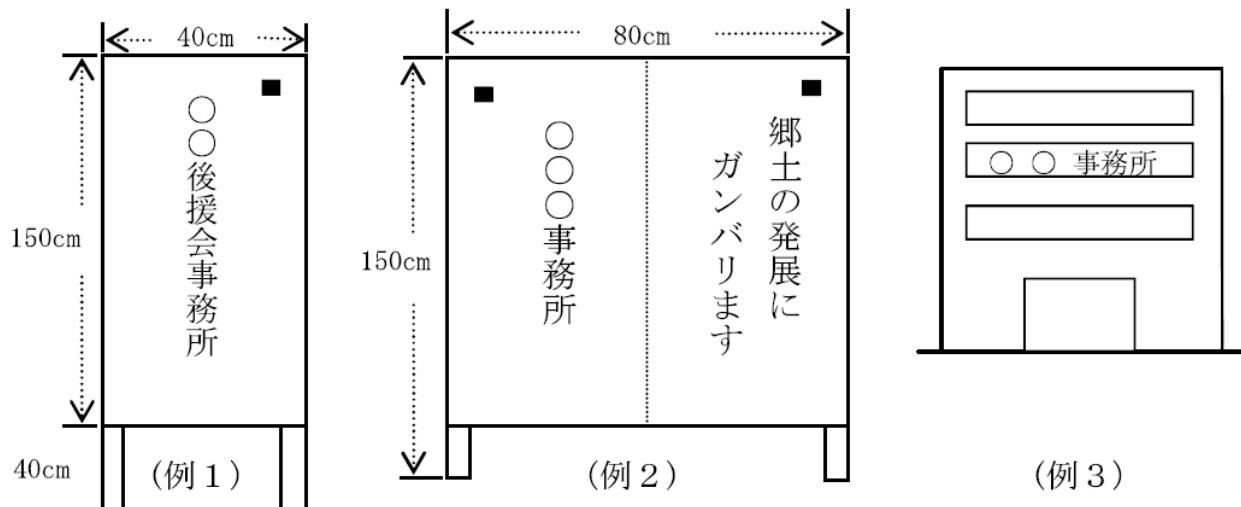
(例 1) ○ 表裏両面を使用する場合は、2枚と計算される。したがって、表示（証票）はそれぞれ添付しなければならない。

(例 2) ○ 異なる後援団体が、1枚の看板を共同使用した場合は、それぞれの団体について1枚の看板を使用しているものとする。

(例 3) ○ 同一場所に2以上の事務所がある場合は、それぞれ事務所としての実態を有する限り、各2枚の立札・看板の類を掲示することができる。

(例 4) × 記載内容、大きさ、使用の態様からみて、後援団体の政治活動のために用いられていると認められる場合には掲示できない。なお、場合によっては、法第129条、第146条に抵触することもある。

(3) 立札・看板等の規格に関するもの（×印は違反となるもの）



(例 1) × 立札・看板の寸法は、立札等と一体となった全体の寸法で計る。
立札に足を付けた場合は、この足の部分も算入される。

(例 2) × 2枚の看板を合わせて使用する場合でも、これが一体となって一枚の看板の実態を有するときは、たとえ証票を2枚貼付したものであっても、規格の制限に反することとなる。

(例 3) × 窓ガラスに紙、テープ等で表示したものは、これが窓ガラスと一体となる場合は、看板に関する規定の適用をうける。

政治活動に使用する看板等に貼る証票について（根拠法令）

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)

（文書図画の掲示）

第 143 条

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるものの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)

（後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等）

第 110 条の 5 法第百四十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）一人につき又は同一の公職の候補

者等に係る法第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）のすべてを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

5 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 六

7 公職の候補者等が町村の議会の議員若しくは長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 四

3 公職の候補者等が二以上の選挙に係るものとなった場合には、当該公職の候補者等はこれらの選挙のうちその指定するいずれか一の選挙のみに係るものと、当該公職の候補者等に係る後援団体は当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなして、第一項の規定を適用する。ただし、公職にある者（当該公職に係る選挙の候補者となろうとする者である者を除く。）が、当該公職以外の一の公職に係る選挙の候補者となろうとする者となった場合には、その者は当該選挙のみに係るものと、その者に係る後援団体は当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなし、当該公職以外の二以上の公職に係る選挙の候補者となろうとする者となった場合には、その者はこれらの選挙のうちその指定するいずれか一の選挙のみに係るものと、その者に係る後援団体は当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなして、同項の規定を適用する。

4 法第百四十三条第十七項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の交付する証票を用いてしなければならない。

5 公職の候補者等又は後援団体が前項の証票の交付を受けようとする場合は、総務省令で定めるところにより、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）にその証票の交付を申請しなければならない。この場合において、後援団体が行う申請は、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意を得たものでなければならない。

6 公職の候補者等は、前項の同意をするに当たっては、第一項に規定する立札及び看板の類の総数が、当該公職の候補者等に係る後援団体が同項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める数を超えることとならないように配意しなければならない。

7 一の後援団体が二人以上の公職の候補者等に係るものとなった場合には、当該後援団体は、これらの公職の候補者等のうち当該後援団体が指定するいずれか一人の公職の候補者等のみに係る後援団体とみなして、前各項の規定を適用する。

8 法第百四十三条第十七項の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、公職の候補者等又は後援団体が第一項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に規定する選挙で当該公職の候補者等又は当該後援団体に係るものに関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）とする。